

様式 2－1－1 国立研究開発法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	国立研究開発法人建築研究所		
評価対象事業年度	年度評価	平成 30 年度（第 4 期）	
	中長期目標期間	平成 28～33 年度	
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	(評価を実施した部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
評価点検部局	(主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
主務大臣	(共管法人は評価の分担についても記載)		
法人所管部局	(評価を実施した部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
評価点検部局	(主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
3. 評価の実施に関する事項 (実地調査、理事長・監事ヒアリング、研究開発に関する審議会からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)			
4. その他評価に関する重要事項 (目標・計画の変更、評価対象法人に係る重要な変化、評価体制の変更に関する事項などを記載)			

様式 2－1－2 国立研究開発法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定							
評定 (S、A、B、C、D)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
		A	A				
評定に至った理由	(上記評定に至った理由を記載)						
2. 法人全体に対する評価 (各項目別評価、法人全体としての業務運営状況等を踏まえ、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けた法人全体の評価を記述。その際、法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評定に反映されていない事項などについても適切に記載)							
3. 項目別評価の主な課題、改善事項等 (項目別評価で指摘した主な課題、改善事項等で、翌年度以降のフォローアップが必要な事項等を記載。中長期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載。項目別評価で示された主な助言、警告等があれば記載)							
4. その他事項							
研究開発に関する審議会の主な意見	(研究開発に関する審議会の主な意見などについて記載)						
監事の主な意見	(監事の意見で特に記載が必要な事項があれば記載)						

様式2－1－3 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中長期目標（中長期計画）	年度評価							項目別 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	△		
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項									
1. 研究開発等に関する事項	A○	A○	S○					1	
2. 研修に関する事項	A○	A○	A○					2	
【「独立行政法人の評価に関する指針」（総務大臣決定）における評定区分の定義】									
「研究開発に係る事務及び事業」は、「国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。」場合、B評価（標準）とされている。									
「研究開発に係る事務及び事業以外（業務運営の効率化に関わる事項等）」は、「中長期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中長期計画値（又は年度計画値）の100%以上120%未満）。」場合、B評価（標準）とされている。									

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書No.」欄には、30年度の項目別評定調書の項目別調書No.を記載。

中長期目標（中長期計画）	年度評価							項目別 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	△		
II. 業務運営の効率化に関する事項									
<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善の取組 ・業務の電子化 			B	B	B				3
III. 財務内容の改善に関する事項									
<ul style="list-style-type: none"> ・予算、収支計画、資金計画 ・短期借入金の限度額 ・不要財産の処分に関する計画 ・重要財産の譲渡等に関する計画 ・剩余金の使途 ・積立金の使途 			B	B	B				4
IV. その他の事項									
<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備等に関する計画 ・人事に関する計画 ・その他 			B	B	B				5

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1	研究開発等に関する事項							
関連する政策・施策					当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第12条第1号、第2号		
当該項目の重要度、困難度 （必要に応じて重要度及び困難度について記載） 【重要度：高】					関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー			

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ																	
①主な参考指標情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
	目標値	(参考) 27年度	28年度	29年度	30年度					28年度	29年度	30年度					
研究開発プログラムに対する研究評価の評価・進捗確認	全てB以上	—	全てA	全てA	全てA				予算額（千円）	1,470,198	1,231,278	1,245,356					
共同研究参加者数(者)	100以上	86	118	118	110				決算額（千円）	1,158,846	1,210,266	1,912,564					
国内外における技術指導件数(件)	240以上	237	304	268	274				経常費用（千円）	1,208,248	1,235,870	1,325,618					
発表会、国際会議の主催数(回)	10以上	18	16	14	11				経常利益（千円）	33,219	19,575	29,584					
査読付き論文の発表数(報)	60以上	62	67	62	77				行政サービス実施コスト(千円)	1,424,382	1,881,550	1,774,480					
研究施設の公開回数(回)	2以上	5	6	27	29				従事人員数(人)	44	41	48					
実施課題数(件)	—	45 ^{*1}	49	50	57												
国内外からの研究者の受入人数(人)	—	75	80	78	74												
国際会議への役職員の派遣件数(件)	—	30	39	34	35												
競争的資金等の獲得件数(件)	—	32	41	39	38												
策定に関与した国内外の技術基準数(件)	—	37	41	35	50												
刊行物の発行件数(件)	—	9	15	9	7												
論文等の発表数(報)	—	421	475	397	473												
ホームページのアクセス数(万件)	—	997	845	936	974												

*1 平成27年度は、「重点的研究開発課題」及び「基盤研究」の実施課題数の合計値。

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び委員による意見

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価		委員による意見
				主な業務実績等	自己評価	
第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 研究開発等に関する事項 (1) 研究開発等の基本方針 建築・都市計画技術は、社会的な重要課題に対して迅速・的確に解決策を提供するために、多様な要素技術をすりあわせたり統合したりすることで新たな技術を構築する社会的な技術であり、時々刻々と変化する社会的要請や国民の生活実感等の多様なニーズを的確に受け止め、研究開発を行うことが重要である。 したがって、建研は、建研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画、国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画を踏まえるとともに、建築・都市計画技術に対する社会的要請や国民のニーズを的確に受け止め、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たすものとする。その際、研究開発等における国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努めるものとする。 そのため、建研は、その強みを遺憾なく發揮することができるよう、第6	第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 研究開発等に関する計画 (1) 研究開発等の基本方針 中長期目標を達成するために、科学技術基本計画、国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画を踏まえるとともに、住宅・建築・都市計画技術に対する社会的要請や国民の生活実感等の多様なニーズを的確に受け止め、具体的な研究開発プログラムを設定し、行政と緊密な連携を図りつつ、個々の研究開発を実施する。 研究開発の実施に当たっては、国の行政施策や技術基準に関連する技術的知見の取得、民間事業者等の技術開発の誘導・促進や優れた技術の市場化に資する新技術の評価法・試験法の開発等のうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるので、国立研究開発法人としての公正・中立な立場を活用することができる研究開発を行う。 その際、社会的・国民的ニーズが高く、早急かつ重点的に取り組む研究開発を実施するとともに、長期的な視点から必要な基礎的・先導的研究開発に取り組む。 なお、研究開発の実施に当たっては、大学・研究機関との研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、内容に応じ、国内外の大学・研究機関等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点に立つて、研究開発の効果的かつ効率的な連携を推進する。その際、大学・研究機関等との共同研究、国の機関に加え大学・民間研究機関等との人的交流等の産学官連携を効果的 その際、社会的・国民的ニーズが高く、早急かつ重点的に取り組む研究開発を実施するとともに、長期的な視点から必要な基礎的・先導的研究開発を取り組む。 なお、研究開発	第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 研究開発等に関する計画 (1) 研究開発等の基本方針 研究開発の実施に当たっては、国の行政施策や技術基準に関連する技術的知見の取得、民間事業者等の技術開発の誘導・促進や優れた技術の市場化に資する新技術の評価法・試験法の開発等のうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるので、国立研究開発法人としての公正・中立な立場を活用することができる研究開発を行う。 その際、社会的・国民的ニーズが高く、早急かつ重点的に取り組む研究開発を実施するとともに、長期的な視点から必要な基礎的・先導的研究開発に取り組む。 なお、研究開発の実施に当たっては、大学・研究機関との研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、内容に応じ、国内外の大学・研究機関等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点に立つて、研究開発の効果的かつ効率的な連携を推進する。その際、大学・研究機関等との共同研究、国の機関に加え大学・民間研究機関等との人的交流等の産学官連携を効果的 その際、社会的・国民的ニーズが高く、早急かつ重点的に取り組む研究開発を実施するとともに、長期的な視点から必要な基礎的・先導的研究開発を取り組む。 なお、研究開発	<p>評価軸</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 成果・取組が國の方針や社会のニーズに適合しているか (2) 成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実施されているか (3) 成果・取組が社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出に貢献するものであるか (4) 国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか <p>評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究開発プログラムに対する研究評価・進捗確認（目標値：全てB以上） ○共同研究参加者数（目標値：100者以上） <p>モニタリング指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施課題数 ○国内外からの研究者の受入人数 ○国際会議への派遣件数 ○競争的資金等の獲得件数 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「國の研究開発評価に関する大綱的指針」を適用し、研究開発成果の最大化に向けて、「安全・安心プログラム」と「持続可能プログラム」の2つの研究開発プログラムを、第4期中長期目標・計画の内容とも整合させつつ策定した。「研究開発プログラム」は、研究開発が関連する政策・施策の目的に対し、それを実現するための活動のまとめとして構成し、それぞれにプログラムディレクターを配置し、プログラム内の研究開発課題を機的に関連付けた。共同研究や外部資金導入等による効果的なアウトプットの実現を図るとともに、技術の指導や成果の普及に係るアウトカム指標も評価軸として研究評価（内部、外部）を毎年度実施する進捗管理体制を構築した。 ○「安全・安心プログラム」及び「持続可能プログラム」の2つの研究開発プログラムを策定し、その中で個別研究開発課題 57 課題について着実に研究開発を推進した。 <p><評定と根拠></p> <p>評定：S</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木造建築の推進、既存建築ストックの活用等の社会的要請に応えるため、木質等の内装を有する建築物の避難安全設計技術の開発等に取組み、その研究成果は平成30年6月に建築基準法の一部を改正する法律の公布に繋がり、規制が合理化された。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年6月に発生した大阪北部を震源とする地震においてブロック塀の倒壊により人命が損なわれる被害が生じたことを受け、速やかに現地調査を実施し、国土交通省の実施する塀の安全対策の向上の検討に参画し、その成果は同年12月に「既存ブロック塀等の耐震診断基準及び耐震改修設計指針・同解説」に反映された。 ・官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）において、被災建築物の継続使用性判定を迅速化するシステムや復興住宅の早期供給に向けたデータベースに関する技術開発を進めており、これにより仮設・復興住宅の早期整備による地方公共団体の復旧・復興対策の迅速化が図られ国民生活の安全・安心の向上に貢献することが期待される。 ・なお、2つの研究開発プログラムについて最高評価であるA評価を取得し、競争的資金等外部資金の獲得は前年度比で約4倍、査読付論文は、77本と目標値の60本を大きく上回ったところ。 以上から、研究成果による新たな知見が国基準や取組みなどに反映され、「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に大きく寄与した、または今後期待されることから、自己評価をSとした。 <ul style="list-style-type: none"> ○「國の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、全ての研究開発課題と研究開発以外の手段のまとめを振り分けて2つの研究開発プログラムを策定し、それぞれのプログラムディレクターのトップマネジメントで推進した。また、年度末に社会のニーズ、アウトプットやアウトカムの観点を重視した研究評価（内部、外部）を着実に実施した。 ○巨大地震等の自然災害や火災等に対して、国民の安全・安心を確保できる強靭な住宅・建築・都市の実現や、省CO2環境への貢献、持続可能性、人口減少・少子高齢化に伴う住宅・建築・都市に関する諸課題の解決に適切に対応できる研究課題を設定した。 ○建築基準法その他の建築・住宅関連法令に関わる他機関では取り組みにくい重要な研究に取り組んでおり、その成果は、今後の防災・減災対策や、省エネルギー促進、木材利用推進等への利活用が期待できる。 	<p>設定</p> <p><評定に至った理由> (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載)</p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (審議会の意見を記載するなど)</p>	

章2.(4)において後述するように、必要な研究体制を整備し、その人材等を最大限に活用することができるようにならうえで、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。その際、研究開発成果の最大化に向けて、解決すべき重要課題ごとに、複数の研究開発課題のほか、技術の指導や成果の普及等も組み合わせた研究開発プログラムを構成することによって、効果的に国民生活及び社会への成果の還元を図るものとし、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。

研究開発の実施に当たっては、大学・研究機関等の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、内容に応じ、国内外の大学・研究機関等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点に立って、研究開発の効率的かつ効率的な連携を推進する。その際、大学・研究機関等との共同研究、国の機関に加え大学・民間研究機関等との人的交流等の産学官連携を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努める。また、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなど競争的資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、建研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、研究開発成果の最大化を更に図る。

さらに、研究開発等における国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、二国間の取極である科学技術協力協定等に基づく共同研究等を通じて、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努める。

なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、建研は引き続き国との密な連携を図るものとする。

の実施に当たっては、大学・研究機関との研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、内容に応じ、国内外の大学・研究機関等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点に立って、研究開発の効率的かつ効率的な連携を推進する。その際、大学・研究機関等との共同研究、国の機関に加え大学・民間研究機関等との人的交流等の産学官連携を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努める。また、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなど競争的資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、建研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、研究開発成果の最大化を更に図る。

さらに、研究開発等における国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、二国間の取極である科学技術協力協定等に基づく共同研究等を通じて、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努める。

○平成30年9月6日の北海道胆振東部地震では、多くの建築物に被害が発生した。建築研究所では、国土交通省の派遣要請を受け、国土技術政策総合研究所及び北海道立総合研究機構と合同で、9月10日、11日、17～18日に、延べ3グループによる現地調査を実施した。各グループの調査結果は、平成30年10月に建築研究所と国土技術政策総合研究所のホームページで公表した。また、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿栄小学校の補強コンクリート造ブロック塀が倒壊し、登校中の児童1名が死亡した。建築研究所では、国土交通省の派遣要請を受け、国土技術政策総合研究所と合同で6月19日～6月20日に塀の状況の把握、建築基準法への適合状況の確認、点検に必要な観点（老朽化状況等）の検証を行うための現地調査を実施し、その結果をふまえて、国土交通省の実施する塀の安全対策の向上の検討について国土技術政策総合研究所とともに技術基準の整備に協力した。この他、6月29日に発生した米原竜巣や、9月4日～9月5日にかけて日本を縦断した台風21号に伴う強風による建築物等被害について現地調査を行っており、計4件の災害現地調査を実施した。

○国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組を、次のとおり行った。
・「建築物の地震後の継続使用性の確保を目的とした非耐力壁の耐震改修技術に関する研究」や「CLT構造の許容応力度等計算の適用範囲拡大のための検討に関する研究」をはじめ、外部の研究機関と共同研究を47件実施した。
・このうち13件は、国土交通省の建築基準整備促進事業の補助金を受けた民間事業者等との共同研究であり、建築基準の整備を促進する上で必要となる基礎的な調査研究及び技術基準の原案の基礎資料の作成等を行った。
○海外研究機関等との共同研究を含め、共同研究参加者数は、110名であった。
・国内から、客員研究員40名、交流研究員22名、合計62名を受け入れた。

○競争的資金等の積極的獲得に關し、次の取組みを実施した。
・理事長等で構成する所内の競争的資金審査会を6回開催し、19名・合計13件の申請課題について、申請内容の事前ヒアリングを行い、競争的資金等の組織的かつ戦略的な獲得に努めた。

○その結果、次のとおりであった。
・新たな獲得数は9課題であり、継続課題と合わせて38課題3.9億円を獲得した。
・このうち、科学研究費助成事業については、新たに4

研究評価委員会においては、以下の観点から外部評価を受けた。

○成果・取組が國の方針や社会のニーズに合致しているか。
・建築研究所に設置された外部評価委員会において下記の点が評価され、最高評価であるa評価とされた。
・大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、台風21号などの自然災害に関する調査研究の推進など、重要度も高く社会的に注目される取組みを行った。
・研究成果は、建築物省エネ法関連の技術基準の策定、中高層木造建築の耐火性能や耐震性能に関する技術基準の策定、BIMの導入環境の整備等に着実に結びついている。

○北海道胆振東部地震や大阪府北部を震源とする地震等による建築物被害に関する調査など、社会的・国民的ニーズに対応し調査研究等を機動的かつ柔軟に行った。
また、調査結果の公表、結果に基づく外部委員会への参画を通じて、技術基準整備に協力するなどの取組みを行った。

○研究開発の効率的・効率的な推進のため、建築基準の整備促進等の重要な政策課題に対応するなど、国内外の大学・民間事業者・研究機関との共同研究や研究者の受入等の取組みを実施した。
○国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取り組みが適切かつ十分であるか。
・建築研究所に設置された外部評価委員会において下記の点が評価され、最高評価であるa評価とされた。
・共同研究参加者数は110名となっており、国土交通大臣の設定した目標値100名以上を達成した。
・国をはじめ、民間事業者や研究開発機関と適切に連携体制を構築し、研究開発に取り組んでいる。

○競争的資金審査会等により、競争的資金等の組織的かつ戦略的な獲得に努め、建築研究所の役割（ミッション）に合致した競争的資金等外部資金を獲得した。

<p>(2) 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <p>現下の社会的要請に的確に応えるため、温室効果ガスの排出削減や安全・安心をはじめとする持続可能な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発等に重点的・集中的に対応し、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる研究開発成果をあげることを目指すものとする。その中で、国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、長期的な視点も含めて、我が国の建築・都市計画技術の高度化や建築の発達・改善及び都市の発展・整備の課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進めるものとする。</p>	<p>(2) 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <p>中長期目標に記載された社会的要請の高い課題に的確に対応し、研究開発成果の最大化を図るため、解決すべき重要課題ごとに、複数の研究開発課題のほか、技術の指導や成果の普及等も組み合わせた研究開発プログラムを構成することによって、効果的に国民生活及び社会への還元を図り、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。</p>	<p>(2) 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <p>中長期計画に記載した研究開発プログラムを的確に推進するため、本年度においては、次のア)及びイ)に掲げる取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 安全・安心プログラム イ) 持続可能プログラム 	<p>課題が採択され、継続課題と合わせて計 26 課題、0.4 億円となった。</p> <p>○外部資金を獲得するための新たな取組として、国の予算制度である、官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）及び戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）について取組んでいる。</p> <p>PRISMにおいて、仮設・復興住宅の早期整備による応急対応を促進するための既存ストックの活用技術や新たな構造等の判定技術に係る研究を実施している。また、BIM データ活用のため、設計と施工との整合性判定技術の開発等に取組んだ。</p> <p>○SIPにおいて、防災科学技術研究所他の機関と共に衛星データ等即時共有システムと被災状況解析・予測技術の開発を企画提案し、建築研究所は、衛星データ等を用いて市街地の建築物に特化した被害状況解析システムの研究開発について研究を開始した。</p> <p>○海外研究機関等との共同研究や人的交流等による国際連携として、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続案件を含め 26 件の研究協定を締結して研究協力を進めた。 ・国際会議等への役職員派遣回数は延べ 27 件 35 名であった。 ・海外からの研究者・研修生を 12 名受け入れた。 <p>○国際標準に対する貢献、アジアをはじめとした世界への貢献として、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO 国内委員会 12 件、国際委員会 2 件に役職員を派遣した。 ・アジア等から 7 件 56 名の視察を受け入れた（海外全体で 15 件、101 名）。 <p>○その他の国際協力活動を次とおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA の要請に基づき 1 件の技術協力案件について職員を海外へ派遣した。 <p>○政策の企画立案や技術基準策定に対する技術的支援として、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術指導 274 件（内訳は、次のとおり） <ul style="list-style-type: none"> ①国、地方公共団体等からの依頼による審査会、委員会、講演会等への役職員の派遣 265 件 ②基準の解説等、実務上有益な書籍の編集・監修 8 件 ③JICA を通じた技術協力 1 件 ・国の施策に関する評価事業 2 件 	<p>競争的資金等外部資金の獲得額について、前年度比約 4 倍（約 3 億円増、平成 29 年度 約 1 億円）となったことは、大きな成果であると言える。</p> <p>○PRISM については、継続使用可能な住宅・施設を見極め、早期の戻り入居を実現するため、3D レーザースキャナを用いた計測精度の評価、耐震改修要素技術を確定するために必要な検証項目の抽出、高層木造建築に適する木質構工法を抽出するとともに、一部の構工法の要素実験を実施し、当初見込まれた成果をあげた。また、BIM においては、BIM オブジェクトライブラリを試作するとともに、ICT を活用する施工記録の取得技術について標準的な技術的仕様を整理し当初見込まれた成果をあげた。</p> <p>○SIP については、市街地の建築物に特化した被害状況解析システム構築に向け、衛星 SAR、建物センサー、ドローンといった各種ツールの有効性検証等を実施し、当初見込まれた成果をあげた。また、火災画像解析システム及び火災延焼リスク評価システムの要件を整理し、当初見込まれた成果をあげた。</p> <p>○海外との共同研究協定は過年度からの継続案件を含め 26 件、海外からの研究者の受入は 11 人となっており、国際的な交流や連携も進めている。</p> <p>○ISO 委員会に役職員を派遣し、国際標準に対する貢献を着実に実施した。</p> <p>○政策の企画立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切かつ十分に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築研究所に設置された外部評価委員会において下記の点が評価され、最高評価である a 評価とされた。 <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省「防災拠点等となる建築物の機能継続に係るガイドライン検討委員会」、気象庁「竜巻等突風の強さの評定に関する検討会」をはじめ、様々な委員会等に参画し技術支援を行った。 ・技術指導件数は目標値 240 に対して 114% となつており、さらにこれに付随する会議等への参画による行政協力も相当数実施していることから、研究開発成果の最大化は十分図られていると評価した。 <p>○成果・取組が社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出に貢献しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築研究所に設置された外部評価委員会において下記の点が評価され、最高評価である a 評価とされた。 <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準や関連法令を通じて持続可能な社会や生活環境の構築に大きく貢献することが期待できる。 ・実施した研究等の成果が反映されており、アウトカムの大部分は国民の生命・財産を守る法令等の根拠となることが期待される。
<p>(3) 技術の指導及び成果の普及等の実施</p> <p>ア) 技術の指導</p> <p>国から技術的支援の要請があった場合には、的確に対応するものとする。</p> <p>具体的には、国の政策の企画・立案や技術基準等に対する技術的支援や建築・都市計画技術に係る国際標準を作成するための技術的支援をはじめ、中長期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して技術の指導を実施する。</p>	<p>(3) 技術の指導及び成果の普及等の実施</p> <p>ア) 技術の指導</p> <p>国から技術的支援の要請があった場合には、的確に対応するものとする。</p> <p>具体的には、国の政策の企画・立案や技術基準等に対する技術的支援や建築・都市計画技術に係る国際標準を作成するための技術的支援をはじめ、中長期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して技術の指導を実施する。</p>	<p>(3) 技術の指導及び成果の普及等の実施</p> <p>ア) 技術の指導</p> <p>国から技術的支援の要請があった場合には、的確に対応するものとする。</p> <p>具体的には、国の政策の企画・立案や技術基準等に対する技術的支援や建築・都市計画技術に係る国際標準を作成するための技術的支援をはじめ、中長期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して技術の指導を実施する。</p>	<p>また、国立研究開発法人建築研究所法（平成 11 年法律第 206 号）第 14 条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応する。</p>	<p>また、国立研究開発法人建築研究所法（平成 11 年法律第 206 号）第 14 条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応する。</p>

<p>(JICA) 等の国際協力活動を行う団体に対する技術の指導を実施するものとする。</p> <p>イ) 成果の普及等</p> <p>研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力するものとする。</p> <p>また、研究開発成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けることとし、併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供するものとする。</p>	<p>さらに、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)等の国際協力活動を実施する団体と連携し、開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、国等からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を行う。</p> <p>イ) 成果の普及等</p> <p>研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力する。</p> <p>また、研究開発成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けることとし、併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供する。</p>	<p>評価軸</p> <p>(1) 研究開発成果を適切な形で取りまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用する形態として、研究成果を取りまとめた報告書を「建築研究資料」として3件出版し、ホームページで公表した。これらは、建築行政実務等に活用されている。 ・研究開発成果を発表するため、建築研究所講演会をはじめ、9回の発表会等を開催した。国際会議を含めた開催数は11回となる。 ・査読付き論文77報をはじめ、473報の論文等を発表した。 <p>評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発表会、国際会議の主催数 (目標値:10回以上) ○査読付き論文の発表数 (目標値:60報以上) ○研究施設の公開回数 (目標値:2回以上) <p>モニタリング指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○刊行物の発行件数 ○論文等の発表数(査読付きを含む。) ○ホームページのアクセス数 	<p>○研究開発成果を適切な形で取りまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を適切に行うとともに、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築研究所に設置された外部評価委員会において下記の点が評価され、最高評価であるa評価とされた。 ・今年度発生した地震や台風災害に関する調査研究の成果を報告した。 ・様々な機会を通じて、広く社会に成果を公開しており、蓄積した成果等の普及や社会から理解を得ていく取組みを積極的に推進している。 ・査読論文数は目標値である60報に対して128%と大きく超えたことは顕著な成果と評価できる。 <p>○・C L T 実験棟に関しては、累計3,565人の観察者が訪れ、成果の普及に大きく貢献したといえる。その他、所内の実験施設への観察を受け入れ、政府関係者をはじめ、研究者、自治体関係者、設計実務者等に、最新の研究成果を説明・発信している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設一般公開、ウェブサイト等を通じて、社会に向けて研究開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進した。 ・建築研究資料の出版、成果発表会の開催、論文発表等により、研究開発成果の普及を適切に行つた。特に、建築研究資料を3件出版・公表した。出版・公表した資料等が建築行政実務等に活用されていることは成果といえる。 <p>○建築物省エネルギー法の施行に対応した、省エネルギー・低炭素化に向けた成果の普及として、次の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特設ページに、随時、計算支援プログラムや補助ツール、解説書や参考資料を掲載・更新し、合計約190万件のアクセスがあった。 	
---	---	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式 2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2	研修に関する事項							
関連する政策・施策					当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第12条第6号		
当該項目の重要度、困難度	(必要に応じて重要度及び困難度について記載) 【重要度：高】				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー			

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
①主な参考指標情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	目標値	(参考) 27年度	28年度	29年度	30年度											
JICAによる研修修了者に対するアンケート調査における研修の有用性に関する評価の平均値(点)	80以上	—	91	91	93				予算額（千円）	1,470,198	1,231,278	166,412				
研修修了者数(人)	—	50	55	62	46				決算額（千円）	1,158,846	1,210,266	144,403				
									経常費用（千円）	1,208,248	1,235,870	160,319				
									経常利益（千円）	33,219	19,575	5,785				
									行政サービス実施コスト（千円）	1,424,382	1,881,550	145,282				
									従事人員数（人）	44	41	9				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び委員による意見

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価	委員による意見	
				主な業務実績等	自己評価	
2. 研修に関する事項 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、地震工学に関する研修を実施するものとする。その際、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させ、研修内容を充実させることで、研修業務の効果的かつ効率的な実施に引き続き努めるものとする。	2. 研修に関する計画 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、JICA 等との連携により、毎年度、地震工学に関する研修（長期研修及び短期研修）を実施する。その際、研修内容を充実させることで、開発途上国等の技術者の養成を効果的かつ効率的に実施するため、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させる。	2. 研修に関する計画 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、JICA 等との連携により、毎年度、地震工学に関する研修（長期研修及び短期研修）を実施する。また、研修内容を充実させることで、開発途上国等の技術者の養成を効果的かつ効率的に実施するため、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させる。	評価軸 ○研修を通じて開発途上国等の技術者等の養成が適切になされているか 評価指標 ○JICA による研修終了者に対するアンケート調査における研修の有用性に関する評価の平均値 (目標値：80 点以上) モニタリング指標 ○研修終了者数	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際地震工学研修に関し、次の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・46 名の研修生を受け入れた。 ・通年研修では、8か国から 10 名の研修生を受け入れた。また、平成 29 年度に受け入れた研修生について、19 名に修士号学位が授与された。 ・グローバル地震観測研修では、9か国から 12 名の研修生を受け入れた。 ・スペイン語による中南米地震工学研修では、8か国から 12 名の研修生を受け入れた。 ○JICA による研修終了者に対するアンケート調査における研修評価の有用性に関する評価の平均値は 93 点であった。 ○研修内容の充実、研修の広報・普及と研修効果の充実のため次の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・研修のカリキュラムに地震工学の個別研究課題（運営費交付金 5 課題、所外予算 10 課題）の最新の知見を反映させた。 ○研修内容を充実させるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で発生した大地震に関する情報の公開、英文講義ノートや講義ビデオの公開、e-ラーニングシステムの公開と充実などを進めた。 ・平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震で得られた知見を研修内容に組み入れ講義で説明するとともに、東北方面への被災地視察を実施し、津波専門家による津波被害の内容や、震災からの復興過程を学ぶ機会を提供した。 ○地震学や地震工学に関する国際的共通課題の解決に貢献するため、研修終了者等のヒューマンネットワークによる情報収集や研究等を行い、情報交換の活性化を図った。また、これまでの情報交換のネットワークをより充実させるため、適時、研修情報を発信できるツールとして、Facebook を平成 30 年 9 月に開設し、10 月から運用を開始した。 ○効果的・効率的な研修の実施に努めるため、評価実施要領を定め、研修終了者数やアンケート結果等を指標とした「研修成果」と「研修効果の充実を図る取り組み」を対象にした自己評価を実施した。また、外部学識経験者で構成された研修評価委員会による外部評価を実施した。 評価での指摘点等は、次回以降の研修に反映させるよう、PDCA サイクルの確立を図った。 	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築研究所に設置された研修評価委員会において、応募促進のための研修の周知や IISEE Facebook といった新たな取り組みが評価され、「適切かつ大きな成果」と評価されたこと等を総合的に勘案し、自己評価を A とした。 ○研修生の受入、通年研修での修士号学位取得、中南米研修の実施など、研修を通じて開発途上国等の技術者等の養成を適切に行つた。 ○JICA による研修終了者に対するアンケート調査の点数は、目標値を上回り、研修が適切に実施されていることが確認された。 ○最新の地震工学の研究成果を反映させ、研修内容を見直し、より充実したカリキュラムとなつた。 ○研修終了者の総数は、102 か国・地域から延べ 1,877 人に達した。人的リソースが世界中に広がることによって、海外での災害情報の迅速な収集や、国際協力を推進する上で現地での協力・支援を得られる等のメリットを享受できた。 ○外部学識経験者で構成された研修評価委員会による評価結果は、「適切である」（A 評価）であった。 	<p>評定</p> <p><評定に至った理由> (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来的の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載)</p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (審議会の意見を記載するなど)</p>

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式 2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
3	業務運営の効率化に関する事項 (業務の改善の取組、業務の電子化)
当該項目の重要度、困難度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 関連する政策評価・行政事業レビュー

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 27年度	28年度	29年度	30年度				(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額の削減率 (%)	毎年度、前年度の予算額に対して3%相当	—	3.0	3.0	3.0				
業務経費のうち業務運営の効率化に係る額の削減率 (%)	毎年度、前年度の予算額に対して1%相当	—	1.0	1.0	1.0				
研究評価委員会の開催数(回)	—	2	2	2	2				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び委員による意見

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		委員による意見
				業務実績	自己評価	
第4章 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組に関する事項 (1) 効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図るものとする。	第2章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務改善の取組 (1) 効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化への機動的な対応や業務管理の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。	第2章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務改善の取組 (1) 効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化への機動的な対応や業務管理の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。	<主な定量的指標> ○研究評価委員会の開催数 ○一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額の削減率 (目標値 3%) ○業務経費のうち業務運営の効率化に係る額の削減率 (目標値 1%) <評価の視点> (1) 国の大綱的指針に基づく研究評価を適切かつ効率的に行ってい るか (2) 業務運営の効率化に取り組んでいるか (3) 契約の適正化を推進しているか	<主要な業務実績> ○効率的な組織運営のため、次の取組を実施した。 ・総務部、企画部等の研究支援部門の職員を可能な限り外部の研修会等に参加させた。非常勤職員を対象に事務説明会を開催した。	<評定と根拠> 評定：B ○業務運営の効率化に関する事項に関して、着実な業務運営を実施したため、B評価とした。 ○研究開発プログラムの実施、研究支援業務の質と運営効率の向上を図り、効率的な組織運営を推進した。	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)

<p>(3) 業務運営全体の効率化</p> <p>運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。</p> <p>一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3%に相当する額を削減するものとする。</p> <p>また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1%に相当する額を削減するものとする。</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。また、契約に関する情報の公表により、透明性の確保を図るものとする。随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。さらに、国立研究開発法人土木研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図るものとする。</p> <p>受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。</p> <p>寄附金については、受け入れの拡大に努める。</p> <p>独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。</p>	<p>(3) 業務運営全体の効率化</p> <p>運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。</p> <p>一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3%を削減する。</p> <p>また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1%を削減する。</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。随意契約については、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性の確保を図る。さらに、国立研究開発法人土木研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。</p> <p>受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。</p> <p>独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。</p>	<p>○業務運営の効率化の取組として、次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究補助業務、研究支援業務のアウトソーシングの推進。 ・事務用品の共同調達、施設管理等業務の3機関連名による複数年契約の実施 ・実験施設等の外部機関への貸出について、手続き等の情報をホームページで公表し実施。 ・技術指導及び特許関係について、対価を適切に設定し徴収。 ・節電対策として、特定装置の使用計画の事前提出による使用電力量の把握等の対策を実施。 <p>○これらの取組により、一般管理費及び業務経費とともに予算に定める範囲内で適切に執行した。</p> <p>○契約の適正化の推進として、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約審査会や契約監視委員会等により契約における競争性と透明性を確保した。 <p>○内部統制の充実・強化のため、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議等により、組織の姿勢や役割(ミッション)を職員に徹底、重要な外部情報を所内で共有。 ・内部評価を加味した予算配分を実施。 ・研究費不正使用防止のため所内会議にて注意喚起を実施。 ・平成31年1月に外部講師による、セクシュアル・ハラスメントを中心としたハラスメント対策に関するコンプライアンス研修を実施した。また、平成31年2月には、弁護士による、発注者綱紀保持にかかる研修を実施し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図った。 ・コンプライアンス携帯カードを全職員に配布。 ・労働安全衛生法に規定する職場巡回を、定期的に実施。 	<p>○アウトソーシングの推進等により業務運営の効率化に適切に取り組んだ。</p> <p>○一般管理費及び業務経費の削減目標を達成した。</p> <p>○契約審査会や契約監視委員会により契約における競争性と透明性を確保する等、契約の適正化を推進した。</p> <p>○内部統制の充実・強化に適切に取り組み、業務運営全体の効率化を図った。</p>
---	--	--	--

2. 業務の電子化に関する事項 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めるものとする。	2. 業務の電子化 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。	2. 業務の電子化 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、電子的情報共有システムの活用等による事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。	○所内インターネットの活用等、情報化・電子化を推進した。	○業務の電子化に適切に取り組み、業務運営全体の効率化を図った。
--	---	---	------------------------------	---------------------------------

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
4	財務内容の改善に関する事項 (予算・収支計画・資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡等に関する計画、剰余金の使途、積立金の使途)								
当該項目の重要度、困難度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する政策評価・行政事業レビュー					

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 27年度	28年度	29年度	30年度				(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
運営費交付金執行率 (%)	—	95.3	98.2	92.8	87.9				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		委員による意見
				業務実績	自己評価	
第5章 財務内容の改善に関する事項 運営費交付金を充當して行う業務については、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図るものとする。 また、独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するものとする。	第3章 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画	第3章 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画	<主な定量的指標> ○運営費交付金執行率 <評価の視点> ○中長期計画の予算による運営を適切に行っているか	<主要な業務実績> ○予算を計画的かつ効率的に執行し、収支計画及び資金計画も計画のとおり実施した。 ○純利益として 19 百万円を計上した。 ○予見し難い事故等ではなく、短期借入の実績はない。 ○重要な財産の処分等の実績はない。	<評定と根拠> 評定：B ○財務内容の改善に関する事項に関して、着実な業務運営を実施したため、B評価とした。 ○予算、収支、資金については、それぞれの計画に基づき適正に実施した。	評定

	果の普及及び研修に充てる。 第8章 その他業務運営に関する事項 国立研究開発法人建築研究所法第13条第1項に規定する積立金の使途 なし	究基盤の整備充実、成果の普及及び研修に充てる。 第8章 その他業務運営に関する事項 国立研究開発法人建築研究所法第13条第1項に規定する積立金の使途 なし		○目的積立金はない。	
--	--	--	--	------------	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
5	その他の業務運営に関する事項 (施設及び設備等に関する計画、人事に関する計画、その他)								
当該項目の重要度、困難度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する政策評価・行政事業レビュー					

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 27年度	28年度	29年度	30年度				(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
外部機関による施設の利用件数(件)	—	11	16	23	15				
外部機関による施設の利用収入(千円)	—	1,487	3,189	3,944	4,341				
博士号保有者の割合(%)	—	84	79	80	80				
ラスパイレス指数(事務・技術職員)	—	104.7	102.6	103.8	102.7				
ラスパイレス指数(研究職員)	—	108.0	108.0	107.6	107.5				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び委員による意見						
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		委員による意見
				業務実績	自己評価	
第6章 その他業務運営に関する重要事項 2. その他の事項 (5) 保有資産等の管理・運用に関する事項 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり發揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努めるものとする。また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。そのために、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者の視点に立った情報提供を行う。 なお、保有資産の必要性について不斷に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、建研が保有し続ける必要がないものについて	第8章 その他業務運営に関する事項 1. 施設及び設備等に関する計画 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり發揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。そのため、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者の視点に立った情報提供を行う。	第8章 その他業務運営に関する事項 1. 施設及び設備等に関する計画 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり發揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。そのため、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者の視点に立った情報提供を行う。	<主な定量的指標> ○博士号保有者の割合 ○外部機関による施設の利用件数 <その他の指標> ○ラスパイレス指数 ○役職員数 ○外部機関による施設利用収入 <評価の視点> (1) 人材の獲得・配置・育成の戦略が適切に図られているか (2) 外部機関による実験施設等の利用を促進しているか	<主要な業務実績> ○実験施設等の外部の機関による利用を促進するため、ホームページで外部の研究機関が利用可能な期間を公表した。 ○その結果、施設貸出は15件で、その収入は4,341千円であった（前年度23件、3,944千円）。 ○「第4期中長期計画期間中の施設整備方針及び計画」、年度計画に基づき計画的な整備等を実施した。 ○平成30年度第二次補正予算において、「2方向加力式遠心荷重試験装置」新設のため16.4億円を確保した。	<評定と根拠> 評定：B ○その他の業務運営に関する事項に関して、着実な業務運営を実施したため、B評価とした。 ○実験施設等の外部機関による利用促進を図った結果、収入が増加した。 ○「第4期中長期計画期間中の施設整備方針及び計画」、年度計画に基づき計画的な整備等を実施した。 ○平成30年度第二次補正予算において、「2方向加力式遠心荷重試験装置」新設のため16.4億円を確保した。	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)

いては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。

また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るものとする。

(4) 組織・人事管理に関する事項

高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図るものとする。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニュアトラック制度を活用するものとする。また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

さらに、職員個々に対する業績評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るものとする。

給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表するものとする。

は、支障のない限り、国への返納を行う。

また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図る。

2. 人事に関する計画

高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニュアトラック制度を活用する。また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努める。

さらに、職員個々に対する業績評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図る。

2. 人事に関する計画

高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニュアトラック制度を活用する。また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努める。

さらに、職員個々に対する業績評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図る。

○人材の獲得・配置・育成の戦略として、次の取組を実施した。

- ・人事評価システムについて、研究職員に加えて一般職員にも業績評価制度を採用するなど、適切に実施した。
- ・表彰をはじめとする研究者の評価・待遇を適切に実施した。
- ・新規採用職員等に対する講習会の開催や担当職員の外部研修の受講等により、人事管理体制の充実につとめた。
- ・国立研究開発法人として役割（ミッション）を全うできるよう、若手研究者を任期付職員として採用するなど、適正な人員管理を行っており、研究職56名のうち博士号取得者は45名（80%）であった。

○給与水準についても適切な状況を維持した。

- ・給与水準は、俸給・諸手当とともに国に準じて運用し、対国家公務員指数は、事務・技術職員102.7、研究職員は107.5となった。
- ・人件費削減の取組については、第一期中期目標期間の最終年度（平成17年度）予算額に対して、平成30年度の執行額で10.5%の削減を行っている。
- ・役員及び職員の給与規程の改正を行い、公表した。
- ・福利厚生費は、事務・事業の公共性・効率性、国民の信頼確保の観点から、真に必要なものに限って予算執行した。

○人件費についても適正な管理を行っている。

	<p>1. 内部統制に関する事項</p> <p>「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年1月28日付け総管第321号総務省行政管理局長通知)に基づき、内部統制の推進を図るものとする。</p> <p>研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行うものとする。</p> <p>理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するものとする。</p> <p>また、建研の重要な決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底するものとする。</p> <p>2. その他の事項</p> <p>(1)リスク管理体制に関する事項</p> <p>業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図るものとする。</p> <p>(2)コンプライアンスに関する事項</p> <p>建研におけるコンプライアンスに関する規程について、職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>特に、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応するものとする。</p> <p>(3)情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する事項</p> <p>適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報</p> <p>4. その他中長期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) 内部統制に関する計画</p> <p>「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年1月28日付け総管第321号総務省行政管理局長通知)に基づき、内部統制の推進を図る。</p> <p>研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行う。</p> <p>理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進する。</p> <p>また、建研の重要な決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底する。</p> <p>(2) リスク管理体制に関する計画</p> <p>業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図る。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する計画</p> <p>建研におけるコンプライアンスに関する規程について、職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>特に、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも重要な課題であるため、研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応する。</p> <p>(4) 情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する計画</p> <p>適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報</p>	<p>○内部統制として、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹部会議等を定期的に開催し、理事長のリーダーシップのもとで、ガバナンスの適正化を図った。 また、グループ長等会議を定期的に開催し、重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう図った。 理事長と職員の意見交換会を実施し、所内の課題の把握、共有と解決を図った。 研究開発等について、研究評価を加味して、資源配分の適正化を図った。 <p>○理事長のリーダーシップのもとで、内部統制が適切に図られた。</p> <p>○リスクが顕在化した際に損害を最小限に止め、早期に通常業務遂行状態に戻すための対策に、積極的に取り組んだ。</p> <p>○コンプライアンス研修等により、研究不正等の防止に努めた。</p> <p>○情報公開、個人情報保護、情報セキュリティについて、関係規程等に基づき、適切に対応した。</p> <p>・組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらに対する評価及び監査の結果等をホームページで公開した。</p> <p>・「国立研究開発法人建築研</p>	<p>○内部統制として、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹部会議等を定期的に開催し、理事長のリーダーシップのもとで、ガバナンスの適正化を図った。 また、グループ長等会議を定期的に開催し、重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう図った。 理事長と職員の意見交換会を実施し、所内の課題の把握、共有と解決を図った。 研究開発等について、研究評価を加味して、資源配分の適正化を図った。 <p>○理事長のリーダーシップのもとで、内部統制が適切に図られた。</p> <p>○リスクが顕在化した際に損害を最小限に止め、早期に通常業務遂行状態に戻すための対策に、積極的に取り組んだ。</p> <p>○コンプライアンス研修等により、研究不正等の防止に努めた。</p> <p>○情報公開、個人情報保護、情報セキュリティについて、関係規程等に基づき、適切に対応した。</p> <p>・組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらに対する評価及び監査の結果等をホームページで公開した。</p> <p>・「国立研究開発法人建築研</p>
--	--	--	--

<p>する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査の結果等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行うものとする。</p> <p>また、研究情報等の重要な情報を保護する観点から、建研の業務計画（年度計画等）に情報セキュリティ対策を位置付けるなど、情報セキュリティ対策を推進するものとする。</p>	<p>の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査の結果等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行う。</p> <p>また、研究情報等の重要な情報を保護する観点から、建研の業務計画（年度計画等）に情報セキュリティ対策を位置付けるなど、情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらに対する評価及び監査の結果等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行う。</p> <p>情報セキュリティ対策としては、情報発信に関して、引き続き、情報掲載基準や掲載手続き等を所内に周知する。また、情報受信に関して、引き続き、ファイアウォールサーバーを活用するとともに、迷惑メール対策システムによる判別作業を自動的に行なうほか、悪質なコンテンツの排除、情報漏洩の防止等を目的に、インターネット閲覧制限を行う。</p>	<p>究所文書管理規則」に基づき、法人文書の適切な管理等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国立研究開発法人建築研究所保有個人情報等管理規程」に基づき、個人情報の管理方法等の点検等を実施した。 「国立研究開発法人情報セキュリティポリシー」に基づく情報管理、情報システムの運用等を行った。 	
<p>(6) 安全管理、環境保全・災害対策に関する事項</p> <p>防災業務計画を適時適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応するものとする。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努めるものとする。</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進するものとする。</p>	<p>(5) 安全管理、環境保全・災害対策に関する計画</p> <p>防災業務計画を適時適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応する。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。</p>	<p>(5) 安全管理、環境保全・災害対策に関する計画</p> <p>災害が発生したときは、防災業務計画に基づいて適切に対応する。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。</p>	<p>○安全管理、環境保全・災害対策に関する取組として、次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地震防災マニュアル」を踏まえ、メールによる安否確認及び災害対策本部設置・運営の訓練を実施した。 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成・公表し、21分野275品目について、原則、所定の基準を満足するものを調達した。 	<p>○安全管理、環境保全・災害対策について、関係マニュアル等に基づき、適切に対応した。</p>

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）